

「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する意見及び金融庁の考え方

No.	対象条項	当協会から提出した意見・質問	金融庁パブコメにおけるコメントの概要	金融庁の考え方
1	その他	<p>今回の主な改正内容として、「4. その他」の項目で、「コングロマリット監督指針の廃止に伴い、主要な着眼点を関連する業態別監督指針に追加」と記載があります。</p> <p>今後は、銀行、証券会社、保険会社等を子会社に持つ事実上の持株会社グループに当てはまる親会社については、各業態別監督指針に新たに記載された事項（銀行を子会社に持つ場合、『Ⅱ－1 検査・監督事務に係る基本的考え方（4）複数の業態を含む金融グループのリスク管理』に記載の事項）にて経営管理を遂行するという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、各業態別監督指針以外に、事実上の持株会社グループが経営管理を遂行する上で実施すべき事項がありましたら、明示いただきますようお願いいたします。</p>	<p>33</p> <p>今回の主な改正内容として、「4. その他」の項目で、「コングロマリット監督指針の廃止に伴い、主要な着眼点を関連する業態別監督指針に追加」と記載があります。</p> <p>今後は、銀行、証券会社、保険会社等を子会社に持つ事実上の持株会社グループに当てはまる親会社については、各業態別監督指針に新たに記載された事項（銀行を子会社に持つ場合、『Ⅱ－1 検査・監督事務に係る基本的考え方（4）複数の業態を含む金融グループのリスク管理』に記載の事項）にて経営管理を遂行するという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、各業態別監督指針以外に、事実上の持株会社グループが経営管理を遂行する上で実施すべき事項がありましたら、明示いただきますようお願いいたします。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>また、現状、明示すべき事項は特段ございません。</p>